

# かすみふれあい会会則

## (名称及び事務所)

第1条 本会は「かすみふれあい会」(以下「会」と云う)と称し、事務所を霞ヶ丘丘友会館内に置く。

## (区域)

第2条 「会」区域は横浜市西区霞ヶ丘全区域とする。

## (目的)

第3条 区域内のひとり暮らし高齢者等への「見守り」や「ふれあい」「支えあい」等を通じて地域の誰もが安心して暮らせる街づくりを目的とする。

## (対象者)

第4条 霞ヶ丘に居住する、65歳以上の高齢者で「ふれあい」(援護)を必要とする方々とし、第3条の目的に同意を得られた方とする。  
また65歳未満の者でも、本人の希望があった場合は役員会にて可否を検討する。

## (組織)

第5条 「会」には次の役員を置き活動の円滑化を図る。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 会 計 1名
- 4) 役 員 若干名(民生委員、丘友クラブ代表、丘友会役員 他)

2、 会長は霞ヶ丘丘友会役員会において選任する。

3、 会長は、副会長以下役員を推薦し、霞ヶ丘丘友会役員会の承認を得る。

## (役員の仕事)

第6条 会長は会の事務を統括し、会を代表する。

2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3、役員は役員会を構成し、「会」の運営上必要な事項を審査決定する。

## (役員会)

第7条 役員会を毎月1回会長が招集し、その議長を務める。

2、会長は必要に応じ、臨時役員会を招集することができる。

(活動の内容)

第8条 「会」は、第4条の対象者に対し以下の活動を行う。

- 1) 外からの見守りを週2回、訪問確認を月2回程度実施する。
- 2) 年数回のお茶会等の「ふれあい」の機会を設ける。
- 3) 対象者名簿の作成と維持、管理。
- 4) 助成金交付申請及び、会計の収支報告。
- 5) 西区関係部署(福祉保健課等)との連絡調整。
- 6) その他
  - 1) の活動時は、「かすみふれあい訪問員証」等の身分証を携帯する。

(経費)

第9条 「会」の運営に関わる経費は、西区からの助成交付金及び、その他の収入、(霞ヶ丘丘友会からの援助、寄付等)をもってあてる。

- 2) 会計は、経費の収入、支出の管理を適切に行い、年度末には収支報告書を会長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、「会」の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

付則

(会則の改廃)

第11条 この会則の改廃については、役員会において出席役員の3分の2以上の同意をもって行う。

(会則の施行)

第12条 この会則は平成17年7月1日から施行する。